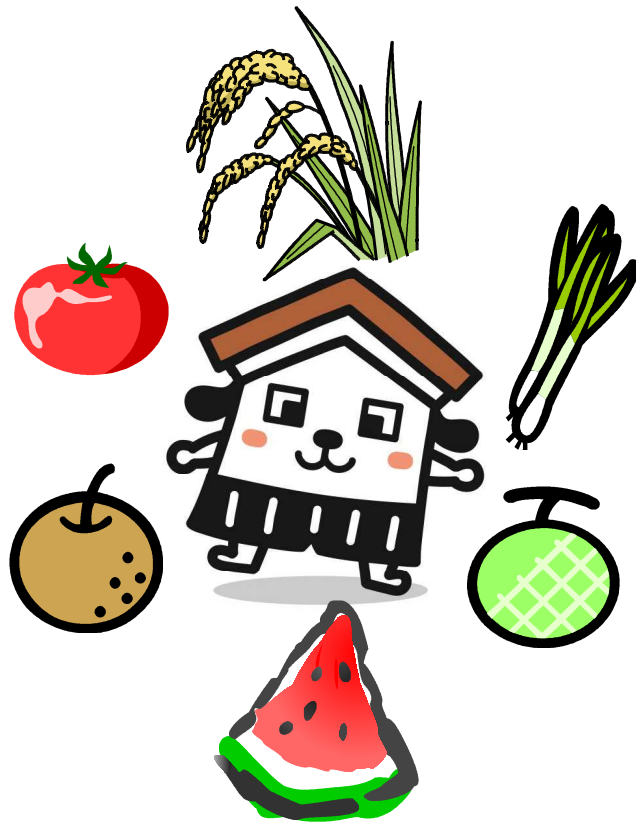


倉吉市農業基本計画



平成22年 4月策定

平成27年 4月改訂

目 次

第1章 計画の策定にあたって P 1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の実施期間	
第2章 倉吉市農業の動向 P 3
1 国内農業を取り巻く状況	
2 倉吉市農業の現状と課題	
第3章 倉吉市が目指す農業 P 9
1 施策の基本方針	
2 関連する指標	
第4章 農業振興を推進するための施策 P 12
1 施策体系	
2 施策の展開	
第5章 計画の推進にむけて P 19
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理	



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

倉吉市では、豊かな自然を生かした農業が古くから盛んに行われてきました。日本海にそそぐ天神川を中心とする各河川周辺には豊かな水田地帯が広がり、一方、南西部の大山山麓に及ぶ火山灰地帯には、肥沃な畑地帯が形成され、水稻をはじめ梨を中心とした果樹、すいか、キャベツなどの野菜、酪農、肉用牛などの多様な農産物が複合的に生産されています。

しかし、海外を含めた産地間競争の激化や、世界的な気候変動、消費者ニーズの変化など、国内農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっています。また、地域農業においては農業担い手の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の減少や遊休農地の増加といった問題が深刻化しており、倉吉市も例外ではありません。

こうした中、我が国においては、平成26年6月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」で示された施策の方向性やこれまでの施策評価を踏まえつつ、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望の持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指すとしています。

しかしながら、生産現場では、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の進展、米穀価格維持を目的に続けられてきた米の生産調整の見直し、平成26年産米概算金の大幅な下落による再生産意欲の低下の懸念、担い手や農地の問題を解決するための制度（人・農地プラン）の推進、農地中間管理機構による農地中間管理事業の推進体制の構築等農業・農村に直結する不安定の要素や課題が山積みになっています。

本市においては平成21年6月に施行した「倉吉市農林業振興・食に関する条例」に基づき、条例に掲げる目的を実現するために本市農業がとるべき方法を明らかにする「倉吉市農業基本計画」を平成22年4月に取りまとめました。

しかしながら、農業を取り巻く環境はめまぐるしく変化するなか、このたび、当該基本計画の見直しを行い、市内農業者や市民と連携して施策・事業を実施し、農業振興を推進することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、倉吉市農林業振興・食に関する条例第6条の規定に基づき、本市の農業振興を図るための具体的な施策を示すため策定するもので、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月改訂）」や「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」や県が取りまとめた「鳥取県農業活力増進プラン（平成27年3月）」、第11次倉吉市総合計画（「くらしよし」ふるさとビジョン）と連動・連携した計画とし、本市の農業関係計画の中では、最上位に位置するものとします。また、倉吉市総合計画の部門計画として、

農業部門から本市の将来像の実現を目指します。

計画の実施にあたっては、「農業経営基盤強化促進基本構想」、「倉吉農業振興地域整備計画」等、本市の各種農業計画と整合性を図ります。

3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、第11次倉吉市総合計画と一体的な推進を図ることとし、平成23年度～平成32年度までの10年間を見据えたこの総合計画の基本構想のなかで、平成27年度～平成29年度までの3年間を計画の実施期間として定めることとします。

また、近年の著しい社会経済情勢の変化に対応するため、この基本計画については適時見直しを行うこととします。



第2章 倉吉市農業の動向

1 国内農業を取り巻く状況

(1) 農業従事者の高齢化や人口減少による影響

農村部では少子化や青年層の都市部への流出、農産物価格・農業所得の不安定性、他産業との賃金格差などにより都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行しており、農業従事者の高齢化、減少とともに集落を構成する人口が減少しています。農業リタイア等により農地の荒廃や担い手の不足等による生産基盤の脆（ぜい）弱化が進行し、特に中山間地域において顕著な状況にあります。

意欲ある担い手は高齢の農業者に代わり、その農地を活用して経営規模拡大を図るチャンスが広がるが、農業での生活に将来に向けた展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できません。

新規就農者については、農家出身者のほか、職業観の変化や自然志向などを背景に、非農家出身者が新たに就農するケースもあり、こうした農業者が安定した農業経営を行い、将来的にその地域の担い手へと移行できるような支援が求められています。

農業従事者の減少は、農業経営が次世代に継承されず貴重な資源や技術の伝承が途絶えることが懸念され、集落人口の減少によりこれまで集落の共同作業として行われてきた農地や農業用水などの地域資源の維持管理、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されています。

また、野生鳥獣による農作物等への被害拡大しており、更なる被害の深刻化、広域化を招いていること、農業生産基盤を支える農業水利施設の老朽化が進んでいることも荒廃農地の増加や集落人口の減少の一因になっていると考えられます。

(2) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化

我が国は戦後の高度経済成長の過程で食料等の輸入を増大し、豊かな食生活を実現してきましたが、ライフスタイル等の変化を反映し、食品の質やサービス形態等の多様化や高度化が進み、食の安全に対する消費者の関心も高まっています。

しかしながら、平成13年9月にBSE（牛海綿状脳症）の発生が国内で確認されて以降、農薬の不適正使用や食品事業者による不正表示・製造など、食に対する消費者の信頼を揺るがす事件は後を絶たず、消費者のニーズが多様化・個性化している中、農産物の生産だけでなく、流通・加工の過程においても、食の安全を確保し、消費者の信頼回復を図ることが重要です。

(3) 農業・農村の構造変化と多様な可能性

国における農業構造は、利用権設定等による農地集積が一定程度進展し、認定農業者や集落営農等が農地を利用する面積は全体の約半分を占め、法人経営体の数も10年間で約2倍のペースで増加し、一般企業の農業参入もあり農業構造は大きく変化してきています。

しかしながら、農地集積による経営規模が拡大する一方で集積された農地が小さな区画

のまま分散している場合も多く、生産性向上につながっていない現状もあります。

農業の構造改革の進展に伴い、農村では大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加が進行し、今後、同質な農家の存在を前提としてきた集落における共同活動のあり方や農業水利施設等の保全管理を進める際の地域での円滑な合意形成に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

農業・農村は、食料を供給する以外にも、その生産活動を通じて、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的機能を持ち、農村において重要な役割を果たしてきました。

国民がモノの豊かさから心の豊かさやうるおいなどの価値観を重視するようになってきており、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れることができる農村空間に対する国民の期待が高まっており、農村の振興にあたり、農村と都市との格差是正ではなく、それぞれの個性・多様性を生かすとともに、農村と都市の交流を推進し、人・もの・情報が循環する仕組みの構築が求められています。

(4) 農業分野の国際化

我が国の食料自給率は、カロリーベースで平成22年度から平成25年度までの間、4年連続で39パーセントで推移し、依然として自給率の引き上げが図られていないのが現状です。

こうした中、平成27年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率目標を45%に引き下げ、より現実的な目標を掲げたところですが、一方で、食べ残しや食品廃棄などの食品ロスも増加しており、国民の“食”に対する意識改革が必要です。

また、近年の地球規模の気候変動や資源枯渇などの諸問題が農業生産に与える影響が懸念される中、世界的な人口増加や途上国の発展、バイオ燃料の需要増大などの環境変化は、世界の食糧需給が逼迫する可能性を示唆し、新興国との食料調達の競合や輸出国の輸出規制等により食料等の安定的な輸入確保に支障が生じることも懸念されています。

農産物の輸出については、海外における日本食の認知の向上や、アジア諸国の経済成長による所得水準の上昇を背景に、日本の高品質で安全な農産物や食品のニーズが高まりつつあり、国は農産物の輸出促進に向けた戦略的な取り組みを行っています。

(5) 国の農業政策の転換

国は「農林水産物の輸出倍増」や「農林水産業の6次産業化」、「農地集積・集約化」を柱とし、「攻めの農林水産業」を掲げ農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増を目指し、「日本型直接支払制度」や「農地中間管理機構」など新たな施策を打ち出す一方、米政策の根幹となる生産調整の廃止や補助金の見直しなど農業施策の大転換を図ることとしています。

さらに、平成26年産米の価格が大幅に下落し、日豪経済連携協定（EPA）の締結、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉進展など貿易自由化、農畜産物価格の低下に向けた流れが加速化する可能性を秘めています。

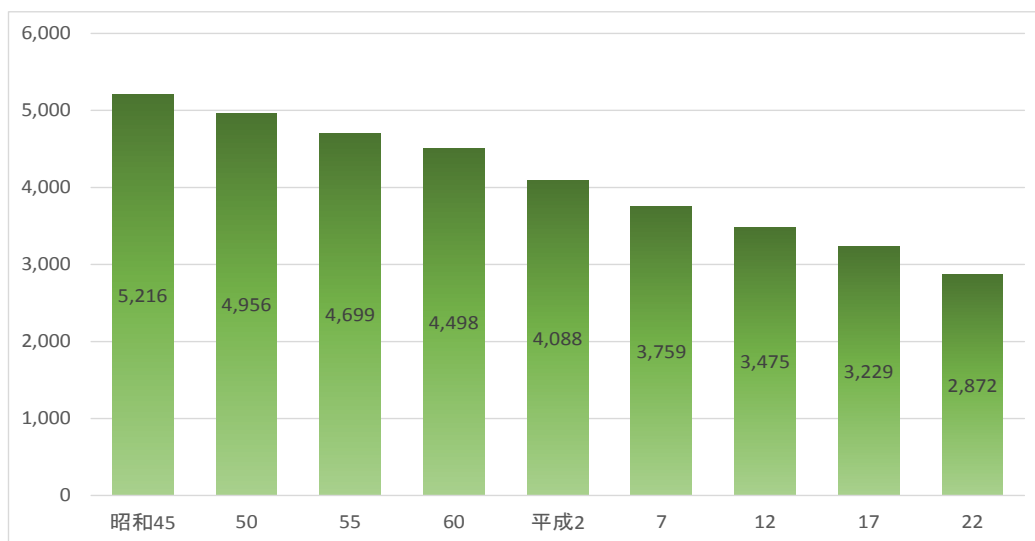
2 倉吉市農業の現状と課題

(1) 農業戸数

本市の農家戸数は、年々減少しています。平成22年農林業センサスによると、農家戸数は2,872戸で、10年間で17.4%減少しました。40年前の昭和45年と比較すると、44.9%減少しており、ほぼ半減しています。農家戸数のうち農産物の販売がある販売農家数は1,930戸、自給的農家は942戸となっています。専業農家は447戸となっており、総農家数の15.6%にあたります。

図1 農家戸数の推移

単位：戸



資料：農林業センサス（平成12年以前の数値は旧関金町を含む）

表1-1 農家数の内訳（平成22年）

総農家数	販売農家数	自給的農家数
2,872	1,930	942

表1-2 販売農家数の内訳（平成22年）

専業農家	男子生産年齢人口がいる		女子生産年齢人口がいる	兼業農家	
	男子生産年齢人口がいる	女子生産年齢人口がいる		第1種兼業農家	第2種兼業農家
447	157	144	1,483	228	1,255

(2) 農業就業人口

農家戸数同様、農業就業人口も年々減少しており、平成22年には3,116人となっており、40年前の昭和45年と比較すると3分の1以下になっています。

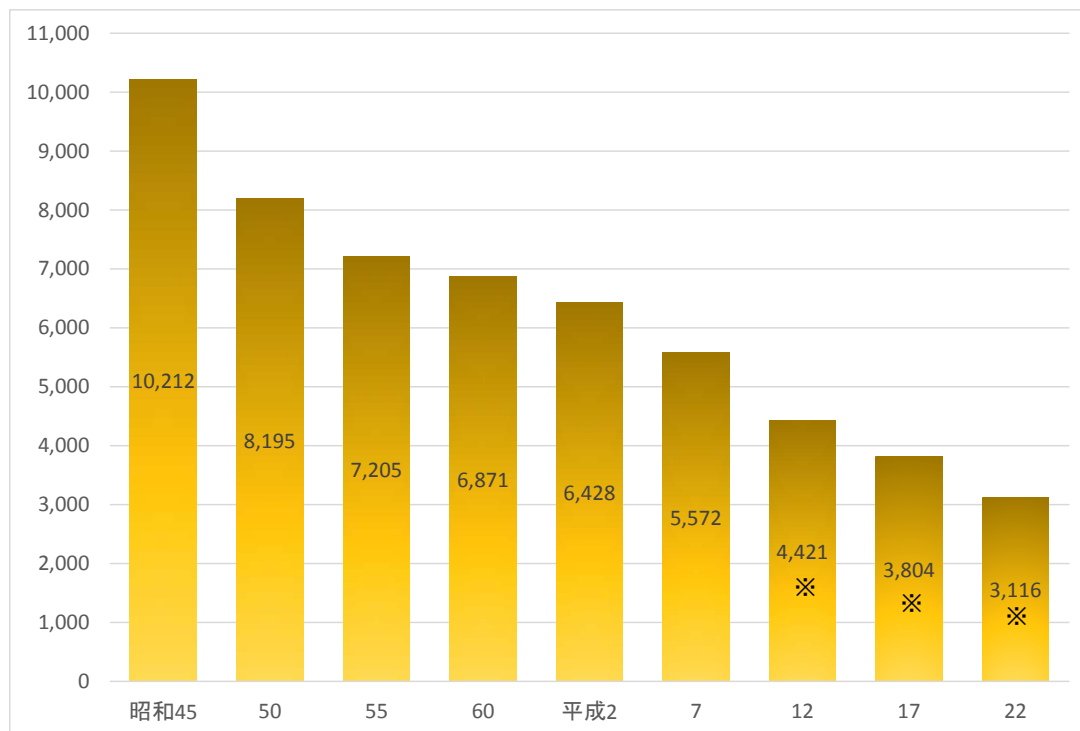
販売農家における年齢別構成をみると、65歳以上が1,996人で全体の65.1%を占め、75

歳以上が1,091人で全体の3分の1を占めています。

年齢を重ねても、農業に従事する一方で、農業を取り巻く厳しい情勢のなか、若年層を中心として、農業離れが進んでいます。

図2 農業就業人口の推移

(単位：人)



資料：農林業センサス（平成12年以前の数値は関金町を含む。）

※平成12年以降は販売農家のみが対象で自給的農家は含まれない。

表2 農業就業人口（販売農家）の年齢別構成（平成22年）

15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	計
129人	60人	64人	200人	667人	905人	1,091人	3,116人

農業者の減少や高齢化が進み、担い手が不足する中、地域農業を維持・発展させていくには、担い手が魅力とやりがいのある農業経営を実現できるよう支援するとともに、団塊世代や企業を含む新たな担い手を確保・育成していくことが重要です。

また、担い手も含めた個々の農家の力には限界があるため、集落営農を推進して作業・経営の効率化を図るとともに、多様な人材が活躍できる環境を整備していくことが必要となっています。

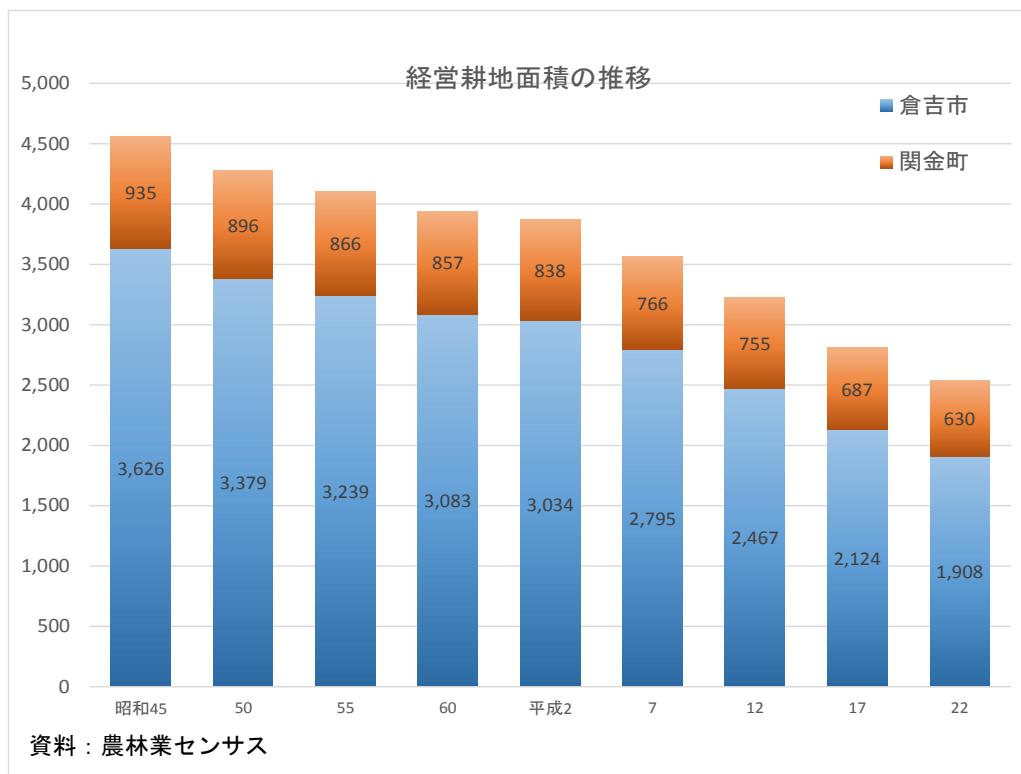
(3) 農地

本市の経営耕地面積は、平成22年において2,538ヘクタール（旧倉吉市1,908ヘクタール、旧関金町630ヘクタール）となっており、年々減少しています。

平成12年から22年の10年間にかけて、21.2パーセント減少しました。

図3 経営耕地面積の推移

(単位：ha)



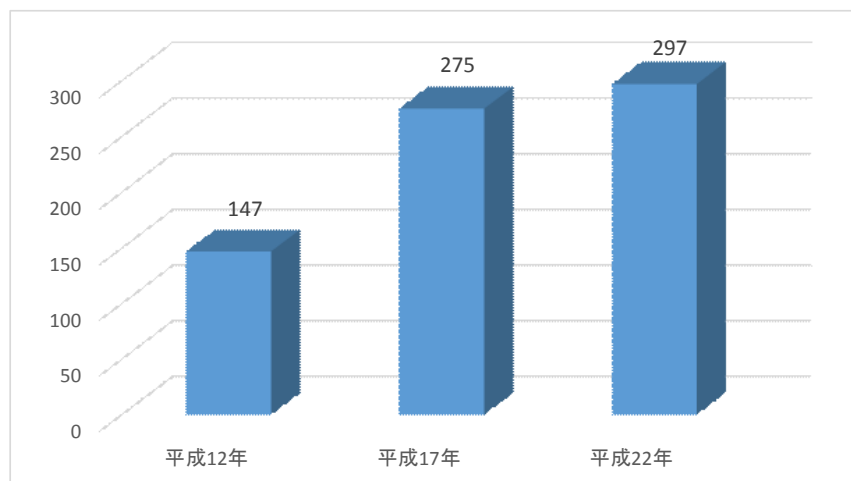
一方で、耕作放棄地は、297ヘクタール（H22農林業センサス）となっており、農業従事者の兼業化や高齢化、労働力不足などにより、増加傾向にあります。耕作放棄地は、農産物の生産能力が減退するだけでなく、雑草の繁茂や病虫害、鳥獣害の発生源となり、近隣農地の耕作に支障をきたすなど、周辺環境に多大な悪影響を及ぼします。

農地転用については、平成22年度で2.7ヘクタール（2010年農地権利移動等調査）ありました。農村地域の市街地化や混在化により、スプロール的に農地転用が進むと、農地の効率的利用や担い手への利用集積にも影響を与えます。

優良な農地を確保・保全し、農産物の生産性や作業効率の向上させるためには、計画的な土地利用を推進し、農地の適正管理を図る必要があります。

図4 耕作放棄地面積の状況

(単位：ha)



(4)担い手の育成

農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者（以下、「認定農業者」という。）と、集落営農組織、また認定新規就農者を担い手として位置付け、その育成を推進します。

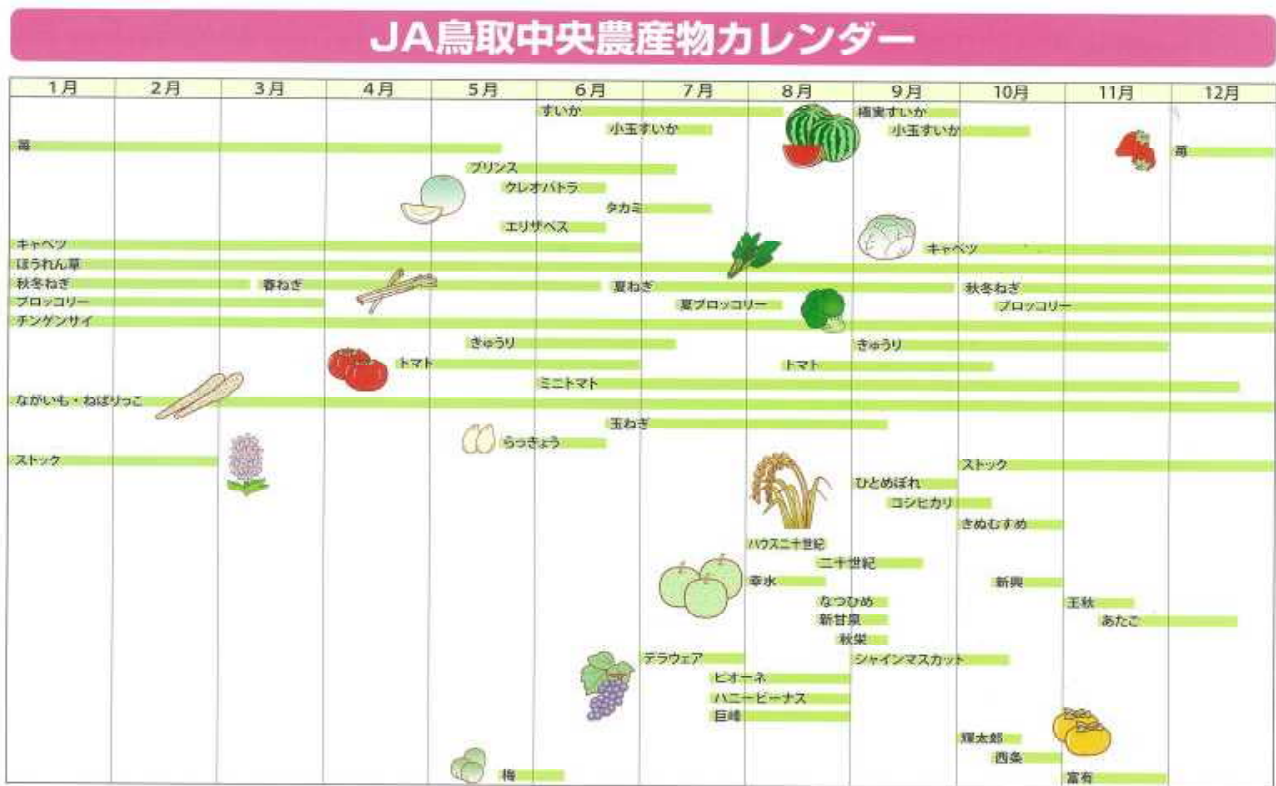
このうち、認定農業者数は、平成27年3月末で147経営体となっており、営農類型別にみると、稲作と豆類、稲作と露地野菜等の複合経営が多くなっています。

また、認定農業者全体の経営面積は998ヘクタール余で、これは農地基本台帳面積（平成26年4月1日現在）の合計4219.6haの約23.7パーセントにあたります。

集落営農組織は、法人化された組織が13組織あり、任意組織は6組織あります。今後、経営所得安定対策における集落営農の要件緩和により、組織化に進む集落が増加することが期待され、関係機関と連携して推進していくこととします。

(5)農業生産

本市においては、豊かな農地を活かして様々な農産物が生産されており、米をはじめ、二条大麦や大豆（黒大豆を含む）の土地利用型作物、すいか・メロン・白ねぎ、トマト・キャベツ・ブロッコリー等の様々な野菜、二十世紀梨を中心とした果樹、酪農や肉用牛等の畜産と多種多様な農畜産物の産地となっています。



第3章 倉吉市が目指す農業

1 施策の基本方針

本市が目指す農業は、魅力とやりがいのある力強い農業です。農業者は適切に保全管理された農地で良質な農産物を生産し、消費者がそれらの農産物を再生産可能な適正価格で積極的に購入・消費することで、農業者の生産意欲を高めます。農業者と消費者が信頼関係を構築し、共に倉吉市の農業・食を支えます。

この目標を実現するため、市では、国内農業を取り巻く状況や、農業者・農地の減少といった本市農業の問題点を踏まえて、目指すべき方向である基本方針を定めます。そして基本方針に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

(1) 農業基盤の健全な管理

農業・農村は、食料の安定供給だけでなく多面的機能を有していますが、農業構造の変化により、本市においても農村が衰退しつつあり、それらの機能を発揮することが難しくなっています。そのため、農業生産基盤の維持や、農村地域の活性化を通じて、農産物の生産の場である農村の持続的な発展を図り、将来に渡って食料の安定供給と多面的機能の発揮を実現します。

農業生産基盤の保全整備については、市内の農地の保全管理を計画的に行うとともに、担い手への農地集積などにより、農地の有効利用や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。また、既存の農業基盤・農業用施設は、地域の創意工夫を生かしたきめの細かい整備を行い、良好な生産基盤を確保・維持します。

農村地域においては、豊かな自然環境を保全するための地域ぐるみでの活動を推進し、多面的機能の維持と地域の活性化を図ります。同時に、広く市民や都市住民に対して、自然に触れる機会を提供し、農業・農村の果たしている役割や農業振興の重要性に対する理解を促進します。

(2) 地域農業の将来を担う農業者の育成

農業者の減少や高齢化が進む中、地域農業を維持していくには、地域の実情に応じた、多様な農業者を育成していくことが必要です。このため、魅力とやりがいのある力強い農業を実現し、地域農業の将来を支える認定農業者や集落営農組織等の担い手や、新規就農者を確保・育成するとともに、安定した経営が展開できるよう、農業経営能力の改善を図ります。

国の施策が担い手に集中し始め、認定農業者については、メリットを含めた制度の周知を図り、新規認定者を確保します。また、農業経営改善計画認定後も研修会などを通じてフォローアップを実施し、経営管理能力の向上を図ります。集落営農においても、普及活動を推進するとともに、各集落の状況や方針を踏まえて、集落に適した形態での組織化及び法人化を促進します。

新規就農者及び農業後継者については、就農支援体制を整備し周知を図るとともに、就農希望者に対して、個々のケースに応じたきめ細かい支援を行い、新規就農者を確保・育成します。

また、農業参入を目指す企業や、定年退職後のセカンドライフに農業を考えている人々も地域農業を支えていく農業者として捉え、意向等を踏まえながら、農業を始めるための支援体制を整備します。

(3) 良質な農産物の安定供給

農業の基本的な役割は、食料となる農産物の生産です。本市においてもさまざまな農産物が生産されています。これを維持し、農産物を安定的に供給することにより、市民の安全・安心な食品の選択の機会を提供することを目指します。また、多様化する消費者ニーズ、特に安全な食品に対するニーズに応えるため、安全・安心で良質な農産物の生産振興を図ります。

農産物の生産については、鳥取県やJ A等関係機関と連携して、米をはじめ、野菜、果樹、花卉、畜産の部門毎・品目毎に、現状を把握し、品目特性に応じた生産振興を図ります。同時に、新技術・機械・施設の導入等により、品質・生産性の向上を図り、効率的かつ安定的な食料供給を実現します。

農産物の安全性については、環境保全型農業に係る各種認証制度の普及推進や、耕畜連携等による循環型農業の構築により確保していきます。

(4) 地元農産物の消費及び利用の拡大

安定した農業経営の実現のため、国内主要産地の農産物や低価格の輸入農産物との差別化を図り、農産物が適正な価格で取引されるよう支援していきます。また、市内外において農産物の消費及び利用を促進します。

差別化による産地間競争力の強化に向けては、本市の特色を生かした適地適作を推進し、高い品質を実現することにより、市の特産物や、産地としての倉吉ブランドを確立します。

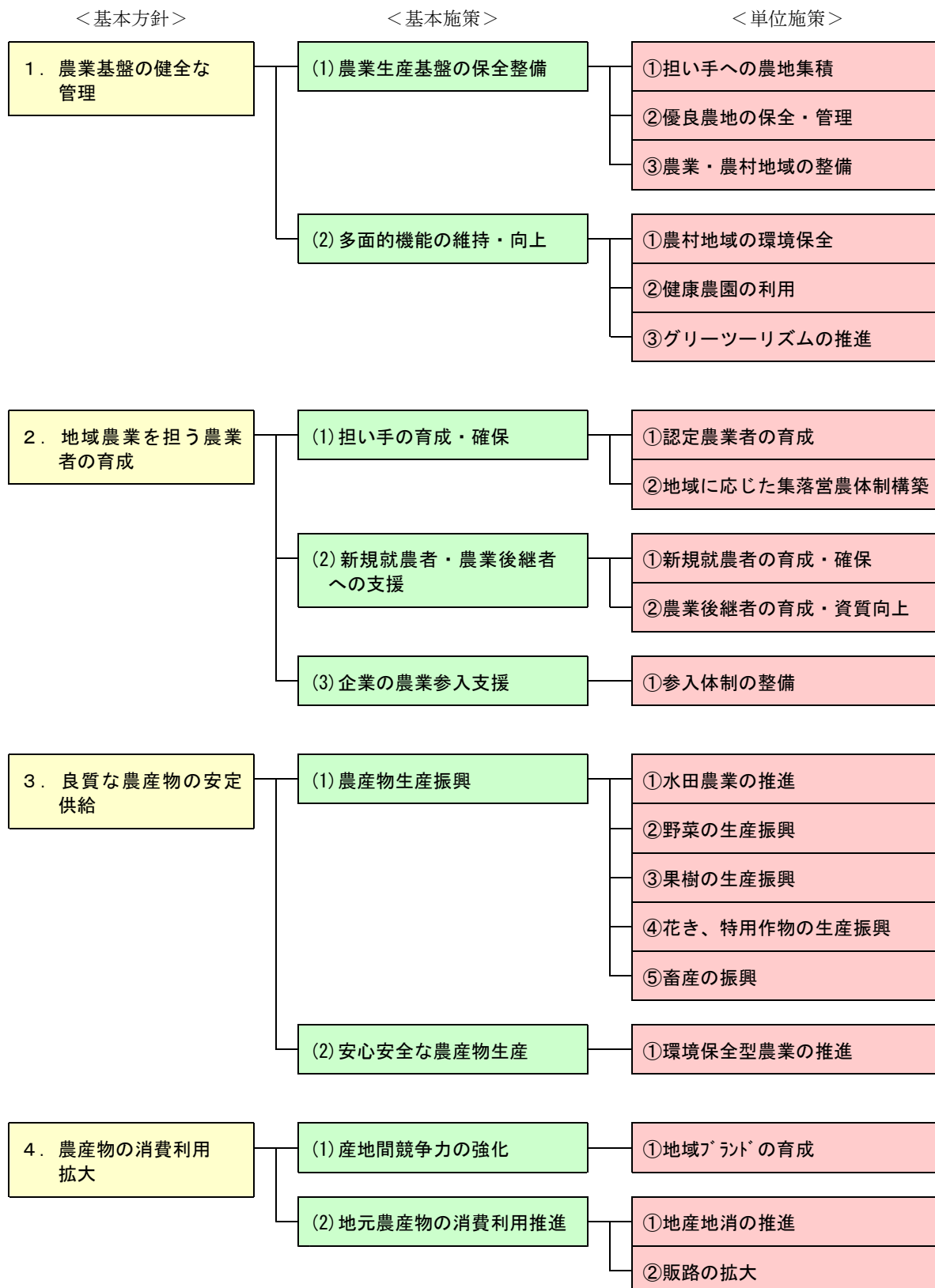
地産地消については、その考え方が広く市民に浸透してきており、今後も啓発を継続するとともに、農業者や関係機関と連携して、地元農産物を購入できる場を提供していきます。また、市外での消費拡大に向けて、地元農産物のPRや、加工・販路拡大に取り組む農業者の活動を支援するとともに、海外への輸出についても検討していきます。

2 関連する指標

項目	事項	数値	出典	時期
農家数	総農家数	2,872戸	農林業センサス	2010年
	販売農家数	1,930戸	農林業センサス	2010年
	販売金額1,000万円以上	99戸	農林業センサス	2010年
	自給的農家数	942戸	農林業センサス	2010年
農業就業人口	農業就業人口（計）	3,116人	農林業センサス	2010年
	うち65才以上	1,996人	農林業センサス	2010年
農地	農地基本台帳面積	4,219ha	農業委員会	H26.4.1現在
	農業振興地域内農用地面積	3,504ha	農林課調べ	H27.3.31現在
	耕作放棄地面積	297ha	農林業センサス	2010年
担い手	認定農業者数	147経営体	農林課調べ	H27.3.31現在
	うち集落営農法人組織	13法人	農林課調べ	H27.3.31現在
	家族経営協定締結数	24協定	農林課調べ	H27.3.31現在
環境保全型	エコファーマー認定者数	1,558	県農林局調べ	H26.3.31現在
地産地消	学校給食用食材県産品利用率	71.7%	県教育委員会	H25
	J A直売所販売高(中央管内)	1,446,402千円	JA総代会資料	H26

第4章 農業振興のための施策

1 施策の体系



2 施策の展開・方向性

倉吉市の農業は豊かな自然環境を活かしながら、市民が地元の安心安全な農産物を利用しながら、品質に優れた農産物や加工品について、高価格で販売することにより担い手農家が経営可能な“儲かる農業”の実現が必要です。

また、農業農村の多面的機能を大切に守り育てながら、集落営農による協業化や農村、産地の維持・発展を図る取組が重要となります。

(1) 担い手への農地集積

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域内農業者の合意形成を促進し、集落機能を整備しながら農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地の集積を積極的に推進するとともに、「人・農地プラン」の取り組みの中で担い手だけでなく農地の出し手を含め、それぞれの役割を果たしながら地域内の農地を適正に管理していく機運を高め、農地中間管理事業を効果的に活用し、機構集積協力金等の交付金を利用しながら、担い手への農地集積を加速的に推進していきます。

(2) 優良農地の保全・管理

・農業振興地域整備計画等による農地の適正管理

農業地域での農地転用による非農地の点在化の防止及び耕作放棄地の防止・解消等、農地の持つ多面的な機能を維持するため、倉吉農業振興地域整備計画の適切な運用により農用地を確保し、土地の農業上の有効利用を計画的に推進します。

・日本型直接支払制度による中山間地域の農地維持管理

平成12年度より始まった中山間地域直接支払制度は農業の生産条件の不利な地域における農業生産活動を継続するための支援制度で平成27年度からは第4期対策が実施されますが、同時に平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、安定的な措置として実施されることとなり、今後も引き続き制度を活用し、中山間地域における農地の適切な維持管理を推進していきます。

(3) 農業・農村地域の整備

・農道の保全管理

農業用機械の搬出入や農産物、農業用資材等の運搬の効率化を図るため、基幹的な農道については、土地改良区への管理委託により保全管理を行います。また、その他の農道においてもその機能を十分に発揮するよう維持管理していきます。

・農業用施設の維持更新

農業基盤の安定化、農業用水の安定的な確保と合理的な利用を図ることを目的とし、自然災害による被害を未然に防止するため、用排水路・ため池・樋門・農道等の老朽化した農業用施設を、損壊危険度を考慮しながら計画的に改修し、生産基盤を整備・保全に努めます。

・耕作放棄地の解消

平成21年12月に改正農地法が施行され、農業委員会による農地利用状況調査（農地パトロール）の実施が義務化され、これまでよりさらに詳しく遊休農地（耕作放棄地）や農地の違反転用の実態を把握しています。この状況調査に基に農業委員会が所管する単市事業「遊休農地解消対策助成事業」の実施とともに、倉吉市農業再生協議会が定める「再生利用実施計画」に基づき、耕作放棄地再生利用推進事業の積極的な活用を図ります。

・鳥獣被害対策の強化

近年、イノシシやシカの生息域が拡大し、水稻をはじめとした農作物被害が深刻化しており、地域や集落が一体となった鳥獣被害対策を、より一層強化していくことが重要となっています。

侵入防止柵の設置等による被害減少対策に加えて、狩猟者の確保・養成を図るとともに捕食奨励金の交付、鳥獣被害対策実施隊の設置を進めるなど個体数減少対策に積極的に取り組みます。

（４）農業・農村地域の環境保全

農業・農村は、国土保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を有しているが、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難化が懸念されるなか、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。

（５）健康農園の利用促進

市民が気軽に農業に接することができる機会を提供し市民の農業に対する理解を促進するため、市内6農園について空き区画等の情報を広報紙やホームページで随時提供し、利用促進を図ります。

（６）グリーンツーリズムの推進

NPO法人や倉吉観光マイルス協会等と協力しながら、温泉資源や恵まれた自然、農業施設等を生かした農村体験プログラムを充実させ、県外に向けて発信します。

（７）認定農業者の育成

・担い手の明確化と認定農業者制度の周知及び認定促進

認定農業者等の担い手への施策の集中化、重点化を図るとともに、各種支援策など含めた認定制度の周知を図ります。

経営所得安定対策においては、平成27年産から米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者となったことから、認定農業者制度の活用がますます

す重要となっています。

認定農業者で5年間の認定期限が到来する者に対し更新手続きを支援するとともに、新規認定の掘り起こしを行います。

・経営改善指導の充実

農業簿記指導会をはじめとする各種研修会を開催するとともに、国・県等の関係機関が開催する経営改善研修等の情報提供を行い、認定農業者の経営能力向上を図ります。

また、集落内の農地や耕作放棄地を集積しての規模拡大や新たな分野への参入、新技術の導入等、意欲ある認定農業者が行う活動に対して支援を行います。

・認定農業者の組織活動支援

現場のニーズにあわせて認定農業者自らが企画する各種研修会や視察などの活動や、認定農業者同士の意見交換を通じての経営改善を促進するため、認定農業者の組織活動を支援します。

(8) 地域に応じた集落営農体制の構築

・集落営農普及活動の推進

認定農業者制度の普及とあわせ、平成27年産から経営所得安定対策のナラシ対策及びゲタ対策の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定新規就農者となったことから、メリットを享受できるよう普及・啓発していきます。集落営農の必要性やメリット、先進事例等、集落営農についての勉強会や情報提供を行います。

・集落営農組織化・法人化の促進

担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受け皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、法人化に向けて準備・調整を進めます。

「人・農地プラン」等地域の話し合いによる合意形成を図りながら、地域の実情や方針にあった多様な形態の集落営農の設立を支援します。また、農地の集積を図り効率的な経営ができるよう農地集積協力金制度や農地中間管理事業等の有利な施策を活用しながら推進を図ります。

・経営管理能力の向上への支援

集落営農組織に対して経営改善のための研修会や情報提供を行い、安定した経営展開を推進します。また、農地貸借及び農作業受託による経営規模拡大や、機械・施設の整備、品種改善による高収益化や新規作目の導入等による経営の効率化を図ります。

(9) 新規就農者の育成・確保

将来の担い手や労働力の確保を図るため、新規就農の促進と他産業からの農業への転身、定年帰農者など幅広い人材の確保を目指し、就農希望者を広く受け入れる体制の整備や農業制度資金の周知、青年就農給付金制度や就農応援交付金制度等の積極的な活用を図ります。また、農業大学校等農業研修による農業技術・知識の習得機会を得る場を活用し、新規就農者が地域で円滑に就農し、早期に経営確立できるよう県、JA等関係機関と連携体制の強化を図り、新規就農者を確保します。

(10) 農業後継者の育成・資質向上

平成26年度に創設された親元就農促進支援交付金等を活用し、認定農業者の後継者が親元へ就農し研修行う等次世代につながる後継者育成のための施策を活用するとともに、鳥取県立農業大学校、鳥取県等が開催する農業研修や視察の情報提供、支援施策等の周知により、農業後継者の育成・資質向上に努めます。

(11) 企業の農業参入支援にかかる体制整備

企業の農業参入の円滑化や参入後の経営能力の向上を図るため、J A、農業改良普及所、試験研究機関等が協力した体制整備を進めます。

(12) 水田農業の推進

倉吉市農業再生協議会が示す「倉吉市水田農業フル活用ビジョン」により、市内およそ2,500haの水田（不作付地を含む）の水田での適地適作を基本として、経営所得安定対策における「水田活用の直接支払交付金」を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ります。

水田農業においては、これまで麦・大豆・飼料作物等の作付により米の需給調整に一定の成果があるものの、品質や単収、担い手育成、農地集積等の課題があり、

今後も、認定農業者等の大規模稲作農家、さらに集落営農組織等水田農業の担い手に対する支援が必要です。

水稻作付の品種構成はコシヒカリが最も多く、収穫作業の遅れや倒伏による品質低下が課題となっています。夏期高温による米品質の低下を回避するため、中生品種「きぬむすめ」の作付拡大を推進し、コシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめに中心に地域の特色のある特別栽培米（再生紙マルチ栽培や減農薬栽培）など需要に沿った作付を図ります。

また、資材費の上昇や米価の下落等による収益性の悪化を軽減するため、より低コストな栽培体系の構築・普及を推進します。

さらに、主食用米の需要減少が見込まれるなか、飼料用米の生産拡大を進め、多収性専用品種の導入を検討します。

その他戦略作物である麦、大豆、飼料作物は農地を有効に活用した二毛作の推進、生産効率を高めるため、団地化の取り組みを推進します。

(13) 野菜の生産振興

久米ヶ原台地を中心とした肥沃な黒ぼく地帯で、すいか、メロンをはじめ白ネギ、キャベツ、ブロッコリー等の安定的な出荷と品質の向上を図るとともに、省力化と経営規模の維持・拡大及び新規栽培者の掘り起こしを進め生産体制の強化を図ります。

極実すいか、プリンスメロン（減農薬ミルク栽培）などの特色のある「倉吉ブランド」農産物については、ブランドの向上に努め生産振興を図ります。

また、周辺町地域とあわせて野菜指定産地となっている「秋冬ネギ」「夏秋キャベツ」「冬キャベツ」「ほうれんそう」については、生産出荷近代化計画書に沿った指定野菜

の生産振興に努めます。

(14) 果樹の生産振興

果樹生産の主体は二十世紀梨栽培ですが、近年、新品種の導入が図られ、今後、梨では「新甘泉」や「秋甘泉」、「なつひめ」、柿の「輝太郎」等新品種を活かした産地振興を図ります。

また、果樹農家の高齢化に起因する廃園を抑制するため、経営継承を促進し、生産量の確保と果樹産地維持・拡大を図ります。

(15) 花き、特用作物の生産振興

花卉については、消費者のニーズを的確に把握し、生産者に情報提供することにより、需要に応じた生産を支援します。また、地元で生産された花卉の情報発信を行い、消費の拡大を図ります。

工芸作物（油や色素など工業原料となる作物）や薬用作物のような特用作物については、市内でほとんど栽培されていない現状にありますが、近年、漢方製剤や生薬の原料となる薬用作物のように大部分を輸入に依存する作物は、原料の安定供給のため国内産地の確立が求められており、市域の気象や土壌条件等に適した品目を実証圃等の設置により栽培検討を進めます。

(16) 畜産の振興

「倉吉市酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、減少している肉用牛・酪農・養豚などの畜産農家を維持するため、飼育頭数の増頭対策として優良な雌子牛・後継牛・種豚などの導入を支援するとともに、鳥取県やJA等の関係機関と連携・協力し、価格安定対策、品質向上対策及び環境保全対策等を含めた畜産経営の確立を図ります。

肉用牛では、鳥取県が育成した「白鵬85の3」や「百合白清2」などの高能力種雄牛を活かしたブランド推進に向けた和牛生産振興策に寄与する施策を推進します。

酪農においては、市内酪農戸数の減少により生乳生産量は減少傾向にありますが、大山乳業農業協同組合を中心とした畜産クラスター事業による酪農生産基盤整備を進め、生乳生産の基盤強化を図るとともに、生産現場の意見を反映した施策に取り組みます。

(17) 環境保全型農業の確立

食の安全に対する消費者ニーズの高まりに対応して、土づくり・減化学肥料・減化学農薬に取り組むエコファーマーの育成・認定数の増加を図るため、制度の周知を図るとともに、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払交付金による支援を行います。

あわせて、環境にやさしい農産物の生産を促進するため、「鳥取県特別栽培農産物認証制度」及び「有機JAS認証制度」による認証取得の推進を図り、認証団体、認証作目の増加を目指します。また、これらの有機農産物について消費者の理解を深めるため、情報提供により、消費者の信頼を高め、差別化により競争力を強化します。

地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成へ向けて、家畜排せつ物、稲わら、籾殻、林地残材等の地域の特性を生かしたバイオマス資源を、エネルギーや堆肥化・飼料化として利活用することの経済性や採算性及び課題等について調査・把握し、将来的な環境に配慮した新たな産地づくり、農業経営の効率化等に向けた推進や施設整備を検討していきます。

(18) 再生可能エネルギーの利活用

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギー資源は、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないという優れた特徴を有しており、これらは「再生可能エネルギー」と呼ばれています。

国において、農山村における再生可能エネルギーの生産・利用の拡大に向けた技術的・制度的な環境整備を推進するなか、地域農業の保全および地域の将来を見据えた農業活動の支援に還元する取組、地域農業の振興に繋がる取組を検討していきます。

(19) 地域ブランドの育成

特色のある農産物を倉吉の「顔」となる農産物として育成することを目的に、「極実すいか」「プリンスメロン」「大原トマト」等のブランド力や付加価値を高める取り組み支援するとともにPRに努めます。

その他の品目についても、栽培方法などの特色や県内外での販売実績を活かしたPRを行い、倉吉産ブランドのイメージアップを図り、ブランド品目の生産量を確保します。

(20) 地産地消の推進

各地で行われるイベント（中部発！食のみやこフェスティバルなど）を通じて、農畜産物やその加工品をPRするとともに、郷土料理の講習、ご当地グルメの発信等により、市民の地産地消や食文化に関する理解を深める取り組みを進めます。

また、市民が気軽に地元農産物を手にすることができる直売施設の確保に努めるとともに、学校給食における地元産食材利用を推進する取り組みを進めます。

将来を担う若い世代を対象とした農作業体験の場の提供、食農教育の推進により農業農村の大切さ、生産者への理解を深める取り組みを推進します。

(21) 販路の拡大

農業者や加工業者等が農産物の加工品開発の取り組みや商品開発にかかる消費者ニーズ・市場ニーズの調査把握、販路開拓等生産量や販売額向上に向けた取り組みを鳥取県6次作業化サポートセンターとの協力・連携しながら、その推進を行います。

また、農産物フェアや物産展などの機会を捉え、積極的な売り込み、大都市部における販路の拡大に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本市基本計画に基づいて各種施策・事業を実施し、魅力とやりがいのある力強い農業を実現していくためには、行政はもとより、農業者、JAをはじめとする農業関係機関、そして市民が協力・連携していく必要があります。

このため、農業関係機関との連携を強化し、一体となって計画を推進していくとともに、本計画の趣旨や内容について市民への周知を図るため、ホームページ等の媒体を活用して十分な広報を行います。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策・事業は取り組めるものから着手します。実施した施策・事業は、進捗状況をできる限り年次的に把握するとともに、その成果を評価・検証し、計画達成のための効果的な施策の展開について検討します。

